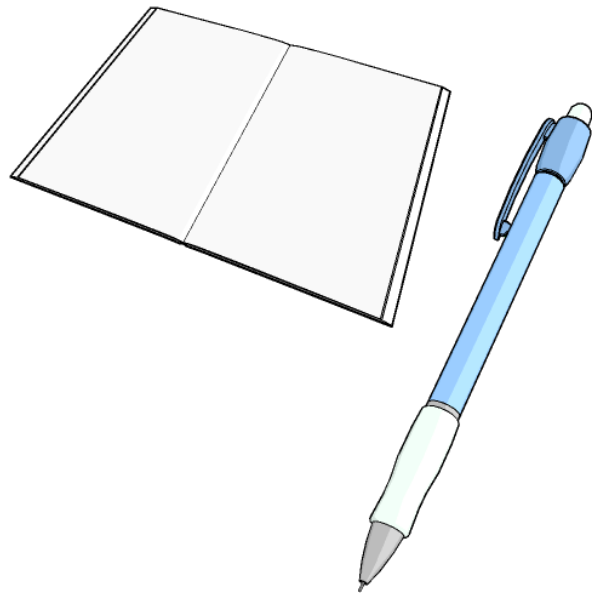


お客様用資料
著作権制度編
(2022年度版)

～ 著作権でお悩みのお客様へ～



Copyright

中川特許事務所
弁理士 中川 淨宗

～ 目 次 ～

I. 著作権法の保護対象	1
II. 著作権の登録の制度	7
III. 著作権の登録の手続	9
IV. 著作権業務手続費用	13
V. 著作権登録申請書式	16
VI. 著作権法の質問相談	20



I. 著作権法の保護対象

1. 著作物の4つの要件

「**著作権法**」は、著作物、実演、レコード、放送、有線放送などさまざまなものを保護しています。著作権や著作者人格権によって保護されるためには、お客様の作品が著作権法の定める「**著作物**」でなければなりません。著作物に該当するためには、以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

著作物の1つ目の要件は「**思想または感情が含まれていること**」です。思想や感情とは私たちの「**考えや気持ち**」のことです。要するに人間の精神的な活動によって生み出されたものでなければなりません。よって、以下の5つのものは思想や感情が含まれていないため、著作権法上の著作物に該当しません。

- ・ **自然物**

例) 植物、動物、鉱石など

- ・ **人間以外の動物が作成したもの**

例) チンパンジーが描いた絵

- ・ **コンピュータが自動的に作成したもの**

例) ソフトウェアがランダムに作成した楽曲

- ・ **人間以外の動物が作成したもの**

例) チンパンジーが描いた絵

- ・ **人間が無意識のうちに作成したもの**

例) カメラマンが転んだ際にシャッターが切れて撮影された写真

- ・ **定型的なフォーマット**

例) 手紙の書き出しに「拝啓」と記述すること

著作物の2つ目の要件は「**表現されていること**」です。著作物というためには、他人が作品を感じ取れる程度にそれが具体的になっていなければなりません。逆にいうと、作品が作者の頭の中にしか存在しない状態では著作権法上の著作物とはいわないのです。

一方、著作権法は著作物の要件として表現が何らかの媒体に記録されていることを要求していません。よって、CDなどに録音されている音楽も、録音されなかった即興音楽も著作物に該当します。

また、著作権法は、著作物の要件として作品が完成されていることを要求していません。例えば漫画でいうと、本に掲載されている完成した漫画も、制作途中のラフスケッチも著作物に該当します。



また、作品の一部であっても著作物に該当する場合があります。例えば4コマ漫画でいうと、4コマからなる作品全体が著作物に当たるのは当然ですが、1コマだけ抜き出した場合でも著作物に当たる場合があります。

一方、アイデアは著作権法では保護されません。例えば漫画でいうと、腕白に描かれているキャラクターの絵は著作物に当たりますが、ガキ大将といったキャラクターの性格は著作物に当たりません

著作物の3つ目の要件は「**創作性があること**」です。要するに作者の「**個性**」が作品に現れていることです。よって、作者がプロであるかアマであるか、大人であるか子供であるかは、著作権法上の著作物に当たるかどうかを判断する際にまったく問題にならないのです。

一方、画集に掲載するために絵画を正確に撮影した写真のような「**既存の著作物の模倣**」、円の面積の求め方のような「**不可避的な表現**」、あるいは履歴書の定型的なフォーマットのような「**ごくありふれた表現**」は、創作性がないため著作物に該当しません。

著作物の4つ目の要件は「**文芸・学術・美術または音楽の範囲に含まれること**」です。これは著作権法で保護される著作物とは、広く文化的な作品であることを意味しています。したがって、4つの分野のうちのどれに含まれるかを検討する必要はありません。

そうすると、特許法・実用新案法・意匠法で保護されるような「**実用品**」や「**工業製品**」は著作権法では保護されないのです。

【著作物の4つの要件】

- ①「**思想や感情**」が含まれていること
- ②「**表現**」されていること
- ③「**創作性**」があること
- ④「**文芸・学術・美術・音楽**」の範囲に含まれること

2. 基本的種類の著作物

記のような著作権で保護される著作物には、以下の9種類の基本的な著作物があります。ただし、これはあくまでも著作権法上の例示にすぎません。漫画のようにここで列挙されていない作品であっても、上記の著作物の要件を満たしていれば、著作権法上の著作物に該当します。

1) 言語の著作物

「**言語体系**」により思想や感情が創作的に表現されている著作物のことです。日本語、英語、ドイツ語といったいかなる言語体系を用いて表現されているかは問題になりません。小説のように文書で存在するもの、講演のように口述されるもの、手話のようなその他のかたちがあります。

2) 音楽の著作物

「音」で思想や感情が創作的に表現されている著作物のことです。クラシック、ポピュラー、ジャズといった音楽のジャンルや、人の声、楽器、コンピュータといった音の出し方は問題になりません。

3) 舞踏または無言劇の著作物

身振り・手振りなどの「人の身体の動き」を通して、振付けによって思想や感情を創作的に表現した著作物のことです。例えば、日本舞踊、バレエ、ダンス、パントマイム（無言劇）などが該当します。

4) 美術の著作物

形状・色彩・線・明暗などにより「美」を通じて思想や感情を創作的に表現した著作物のことです。絵画、彫刻、版画のような純粋美術のほか、壺や陶芸茶碗のような美術工芸品（応用美術）も含まれます。

5) 建築の著作物

「建造物や工作物」によって思想や感情を創作的に表現した著作物のことです。宮殿といった各種建物のほか、庭園や公園などが該当します。

6) 図形の著作物

「図形」で思想や感情が創作的に表現されており、学術的な性質を備えている著作物のことです。地図や設計図といった二次元的な作品のほか、地球儀や模型といった三次元的な作品も含まれます。

7) 映画の著作物

「固定された連続する映像」によって思想や感情が創作的に表現されている著作物のことです。劇場用映画だけでなく、ホームビデオなども含まれます。映画の著作物は他の著作物とは異なり、フィルムやディスクなどの何らかの媒体に記録されていなければなりません。

8) 写真の著作物

「連続しない映像」によって思想や感情を創作的に表現した著作物のことです。被写体が何であるかは問題になりませんから、風景写真も肖像写真も写真の著作物に該当します。

9) プログラムの著作物

「コンピュータに対する命令」の組み合わせのうち、創作的に表現されたもののことです。一方、プログラム言語、規約、解法はアイデアに該当する部分ですから、著作権法上の著作物に該当しません。



3. 特殊な種類の著作物

著作権法で保護される著作物には、上記の9種類の著作物以外に4種類の特殊な著作物があります。

1) 二次的著作物

もとの著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案することで創作された著作物のことです。例えば、X氏が執筆した小説αをY氏がコミカライズした漫画βは小説αの二次的著作物に当たります。その際、Y氏はX氏にコミカライズの許諾を得なければなりません。

2) 編集著作物

素材の選択や配列によって創作的に表現された編集物のことです。素材が著作物であるか否かは問題になりません。よって、素材が著作物である編集物(例、絵画が素材の絵画全集)も、素材が著作物でない編集物(例、電話番号が素材の職業別電話帳)も、いずれも編集著作物になり得ます。

3) データベースの著作物

情報の選択や体系的な構成によって創作的に表現されたデータベースのことです。編集著作物と同様に、素材が著作物であるか否かは問題になりません。法令集データベースや電話帳データベースなどが該当します。

4) 共同著作物

1つの著作物を創作する意思のもと複数の人間が協力して創作した著作物のことです。それぞれが創作した部分を分離して利用できない点が特徴です。例えば、X氏とY氏が協力して描いた1枚の絵画が該当します。

一方、X氏が作曲しY氏が作詞した歌謡曲(結合著作物)や、第1章をX氏が第2章をY氏が執筆した書籍(集合著作物)は、それぞれ分離して利用できるため共同著作物に該当しません。



4. その他の保護の対象

著作権法は、著作物以外にも以下の4種類のものを実演家人格権や著作隣接権で保護しています。

1) 実演

著作物を演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、またはその他の方法により演じるもののことです（例、演劇の上演・楽曲の演奏）。また、これらと似たような行為であって、著作物を演じるものではないけれども、芸術的な性質を備えるもの（例、手品・ピエロ・物真似）も含まれます。

2) レコード

音を固定した媒体のことです。媒体の種類は問わないため、音が吹き込まれていればいかなる媒体でもレコードに該当します。また、吹き込まれている音も問わないため、音楽以外の音（例、自然音）が吹き込まれているものもレコードに該当します。ただし、映画はレコードに該当しません。

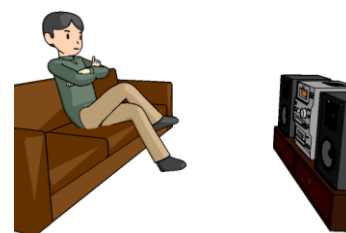
3) 放送

公衆によって直接受信されることを目的とする送信のうち、同時に同じ内容の送信が公衆に受信されることを目的として行う無線通信による送信のことです。TV放送、ラジオ放送、衛星放送などが該当します。

4) 有線放送

公衆によって直接受信されることを目的とする送信のうち、同時に同じ内容の送信が公衆に受信されることを目的として行う有線通信による送信のことです。CATV放送や有線音楽放送などが該当します。

放送と有線放送の違いは、送信を無線で行うか有線で行うかの点だけです。



5. 著作権などの取得者

著作権法は「**無方式主義**」を採っているため、著作物であれば創作、実演なら演技や歌唱、レコードなら録音、そして放送や有線放送といった一定の行為を行えば、著作権などによる保護を開始します。

つまり、特許庁に対する手続や登録が必要な特許権・実用新案権・意匠権・商標権とは異なり、著作権法による保護を受けるためには文化庁に対する申請や出願などはいっさい必要ありません。また、書籍などに見られる著作者名の表示や著作権者を示す©マークのような各種の表示も、著作者として推定されるといったメリットはありますが、著作権法による保護を受けるための要件ではありません。

そうすると、著作者などが著作権法上の権利を自動的に保有することになるため、誰がその作品の著作者なのかが問題になります。「**著作者**」とは、著作

物を創作することです。よって、以下のような者は、作品の制作に関与はしていますが、著作物を創作したとはいえないため、著作者には該当しません。

- ・ 補助者

例) 漫画家 X の指示に従って着色を行っただけのアシスタント A

- ・ 助言者

例) 漫画家 X に筆遣いや色遣いをアドバイスした別の漫画家 B

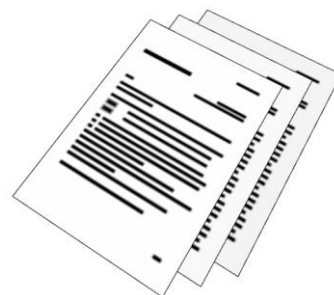
- ・ 依頼者

例) 漫画家 X にイラストの制作を依頼した出版社 C

- ・ 後援者

例) 漫画家 X に資金や画材を提供した出版社 D

著作物を公表するか否かなどを決定する著作者人格権や実演家人格権は他人に譲渡することができません。一方、出版するか否かなどを決定する著作権や著作隣接権は売買や相続といったかたちで、他人に移転することができます。また、権利者は自らの作品の利用を他人に許諾することができます。



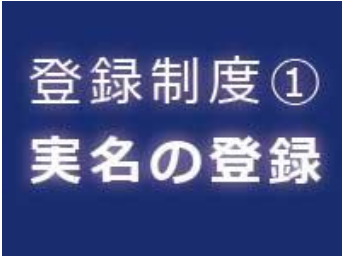
Ⅱ．著作権の登録の制度

1. 著作者の実名の登録

著作権法が定める登録事項の1つ目は「**著作者の実名の登録**」です。そもそも著作者は、ペンネームなどの変名を用いたり、作者名を一切表したりしないで、著作物を公表することも可能です。

このように実名（本名）を表示しないで著作物を公表した場合、著作者は文化庁で著作者の実名について登録を行うことができます。実名の登録を行うことによって、著作権法上の効果としては、実名が登録されている人物がその著作物の著作者として推定されることとなります。

その他の効果としては、芸名などの変名を表示したり、あるいは著作者名を一切表示したりせず、著作物を公表した場合に比べると、一般的には著作権の保護期間が長くなるといえるでしょう。




登録制度①
実名の登録

2. 最初の発行日の登録

著作権法が定める登録事項の2つ目は「**最初の発行日の登録**」です。著作物を出版するなどして最初に発行した日、あるいは上演するなどして最初に公表した日について、登録することができます。

著作物を最初に発行した日あるいは最初に公表した日を文化庁で登録することにより、著作権法上の効果としては、その登録されている日に著作物が最初に発行されたり公表されたりしたものと推定されます。

その他の効果としては、著作権の侵害が生じた場合に、有利に解決するための手段として用いることができます。つまり、盗作者の作品よりも先に自分の著作物が発行または公表されていることが文化庁での登録によって明らかにされれば、盗作を立証することが容易になるのです。



登録制度②
発行日登録

3. 創作の年月日の登録

著作権法が定める登録事項の3つ目は「**創作の年月日の登録**」です。コンピュータ・プログラムの著作物に限っては、その作成から6ヶ月以内であればプログラムを創作した日を登録することができます。

プログラムを創作した日をS O F T I C（一般財団法人ソフトウェア情報センター）で登録することにより、著作権法上の効果としては、その登録されている日に著作物が創作されたものと推定されます。

その他の効果としては、著作権の侵害が生じた場合に、有利に解決するための手段として用いることができます。つまり、侵害者のプログラムよりも先に自分のプログラムが創作されていることがS O F T I Cでの登録によって明らかにされれば、著作権の侵害を立証することが容易になるのです。

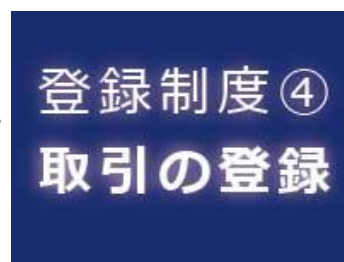


4. 著作権の取引の登録

著作権法が定める登録事項の4つ目は「**著作権の取引の登録**」です。そもそも著作権とは、他人と売買したり、担保に入れたり、信託したりして自由に取引することができる権利です。

そこで、他人から著作権を譲り受けた場合には、著作権の移転について登録することができます。また、他人の著作権を担保に取った場合には、質権の設定について登録することができます。

著作権の移転や質権の設定について登録をすることにより、自らがその著作権を譲り受けたことまたは担保に取っていることを他人に主張することができます。そうすると、著作権の二重譲渡や二重担保の設定を防止できますから、安心して著作権に関する取引をすることができるのです。



Ⅲ. 著作権の登録の手続

1. 著作権登録の申請前の手続

特許法・実用新案法・意匠法・商標法とは異なり、著作権法は「**無方式主義**」を採用しています。つまり、著作権法による保護や著作権の移転は、著作権法上の登録を行わなくても、その効力を発生します。

著作権法上の登録は、以下のような一定の事実があることを明らかにしたり、著作権に関する取引を円滑に行えるようにしたり、一定の法律的な効果を発生させたりするために行います。

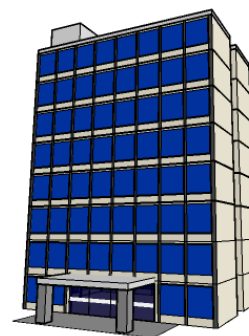
まず、お客様が登録を行いたいと考えている「**著作権法上の登録事項**」は何かを検討します。著作権法が定める登録事項には、著作者の実名・最初の発行日・創作の年月日・著作権の取引という主に4つの事項があります。それぞれの登録制度の概要については「著作権の登録の制度」をご覧ください。

また、著作権法上の登録を行いたい「**著作物の種類**」についても検討します。著作物の種類によって登録事務を行っている官庁・団体が異なるためです。著作物の種類については「著作権の保護の対象」をご覧ください。

プログラム以外の著作物に関する登録事務は「**文化庁**」が行っています。一方、プログラムの著作物に関する登録事務は「**ソフトウェア情報センター（S O F T I C）**」が行っています。

以上の検討を踏まえて、著作権法上の登録を受けられる事項だと思われたら、文化庁またはS O F T I Cに提出する申請書類一式（申請書・明細書・その他必要な添付資料）を作成します。著作権を登録するための申請書類の記載事項につきましては「著作権登録の申請様式」をご覧ください。

そして、申請書類の提出と登録免許税の納付を行って、文化庁またはS O F T I Cに「登録の申請」を行います。著作権の登録に関する費用につきましては「著作権業務手続費用」をご覧ください。申請書類は紙媒体で作成し、これを文化庁またはS O F T I Cに郵送します。



2. 著作権登録の申請後の手続

文化庁またはS O F T I Cは申請人から申請書類を受領すると、申請書類が著作権法の定める様式に従っているか否か、登録免許税がきちんと納付されているか否かといった形式的な要件（方式要件）に関する審査を行います。このような要件の審査を「**方式審査**」と呼びます。

特許出願・意匠登録出願・商標登録出願について特許庁が行うような実体審査は、著作権法における登録手続では行われません。例えば、申請書類に記載されている日付で出版された事実や著作権が譲渡された事実があるのか否かについて、文化庁やS O F T I Cは審査を行わないのです。

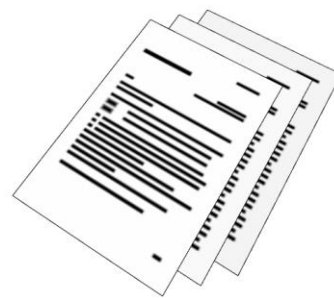
ただし、事実とは異なる内容を申請書類に記載して、これを文化庁やS O F T I Cに登録させると、刑法により処罰される可能性がありますから、申請書類には正確な事実を記載しなければなりません。

申請書類に以下の却下事由に該当するような形式的な不備がなければ、文化庁またはS O F T I Cは申請された内容を「**著作権登録原簿**」に登録するとともに、申請人に「**登録済通知書**」を交付します。

特に、ペンネーム・芸名・雅号といった変名で公表されている著作物について著作者の実名の登録を行った場合、文化庁またはS O F T I Cは著作者の実名の登録を行った旨をインターネットなどを通じて公表します。

誰でも一定の手数料を納付すれば、著作権登録原簿を閲覧したり写しの交付を受けたりすることができます。その際は登録番号を特定する必要がありますが、文化庁の「著作権等登録状況検索システム」やS O F T I Cの「プログラムの著作物に係る登録に関する公示」で検索することができます。

一般に、著作権の登録は申請から登録までに、文化庁におけるプログラム以外の著作物に関する登録には約30日、S O F T I Cにおけるプログラムの著作物に関する登録には約7日かかるかとされています。



3. 著作権登録の申請却下理由

著作権の登録を申請した手続に以下の6つの「**却下理由**」がある場合、文化庁またはS O F T I Cは申請人に「**却下通知書**」を交付して、その申請を却下します。文化庁またはS O F T I Cにより申請手続が却下された場合、提出した申請書類が返却されるとともに、納付した登録免許税が還付されます。

このような申請書類の不備を防ぐべく、文化庁またはS O F T I Cは「**事前確認**」を実施しています。申請書類を提出する前に申請書類のドラフトを電子メールなどで送り、事前に確認してもらえます。

1) 登録を申請された事項が登録すべきものでない場合

例) 著作物そのものを登録しようとしている。

2) 申請書の記載が著作権法の定める様式・方式に適合しない場合

例) 申請書に申請者の氏名が記載されていない。

3) 申請書の記載が著作権登録原簿の内容と矛盾する場合

例) 申請書の作品の題名と著作権登録原簿の作品の題名が一致しない。

4) 申請書に必要な書類が添付されていない場合

例) 実名の登録を行う際に住民票が添付されていない。

5) 申請書の記載と添付資料の内容が合致しない場合

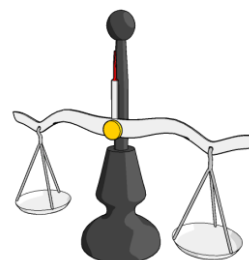
例) 実名の登録を行う際に申請書の著作者名と住民票の氏名が異なる。

6) 登録免許税を納付しない場合

例) 申請書に所定の金額の収入印紙が貼付されていない。

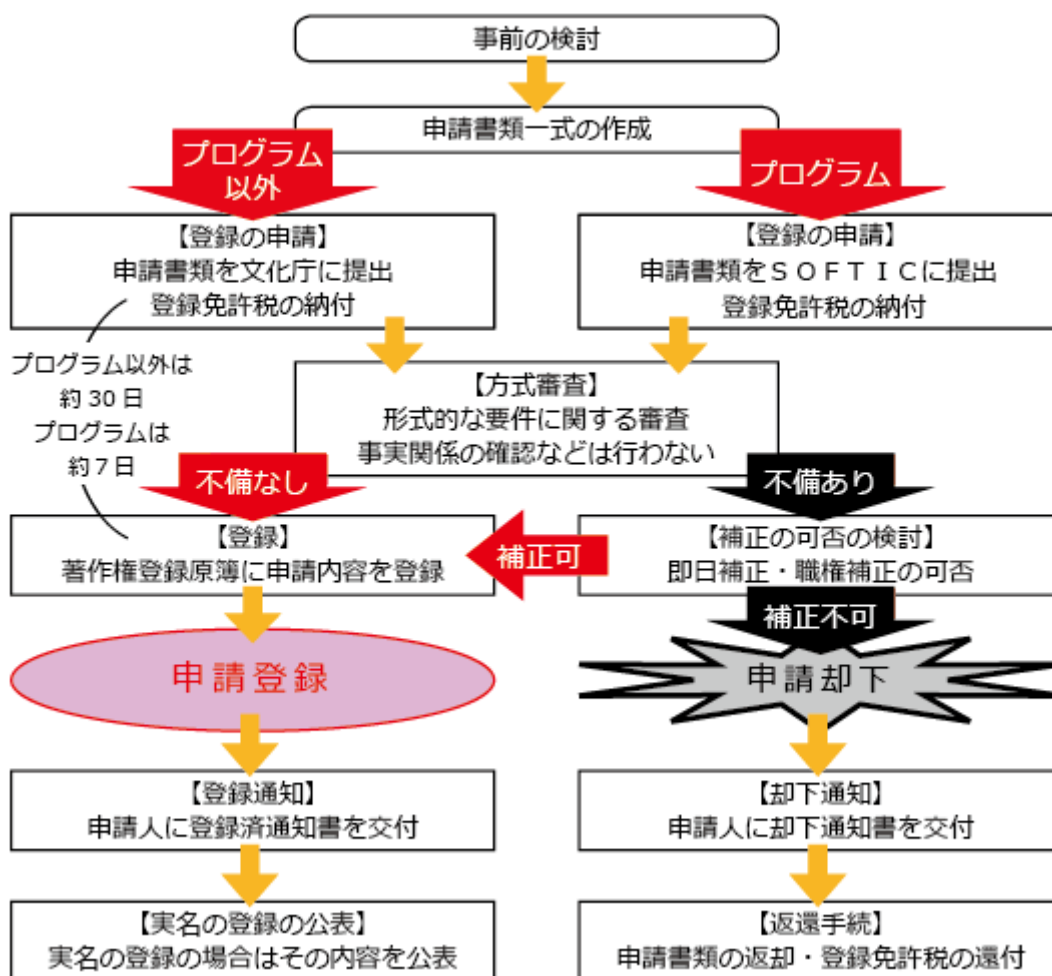
ただし、申請に不備が発見されてから2日以内に申請書類を補正することで、申請人は上記のような却下の理由を解消し著作権に関する登録を行うことができます。これを「**即日補正**」といいます。また、提出書類における誤字脱字といった軽微な不備は、文化庁またはS O F T I Cが職権でこれを修正することもあります。これを「**職権補正**」といいます。

また、申請が登録または却下されるまでであれば、申請人は自ら申し出ること、申請を取り下げることできます。つまり、申請人が申請書類に不備があることに気が付いた場合は、いったん申請を取り下げて、最初から申請をやり直すこともできるのです。



4. 著作権登録手続の流れ

以上にご説明した文化庁またはS O F T I Cにおける著作権の登録の申請から登録までの手続の流れをフローチャートにまとめると、以下の表のようにまとめることができます。



IV. 著作権業務手続費用

1. 著作権の登録の官公庁費用

著作権法が定める各種の登録を行うための「費用」として、まず、文化庁や財団法人ソフトウェア情報センター（S O F T I C）に支払う「官公庁費用」がかかります。この費用は、著作権の登録手続について、代理人にその代行業を依頼せず、お客様ご自身で行われる場合であってもかかる費用です。

官公庁費用として、文化庁またはS O F T I Cに「登録免許税」を納付しなければなりません。具体的には、郵便局などで購入した「収入印紙」を申請書に貼り付け、それを文化庁またはS O F T I Cに提出することによって登録免許税を納付します。

文化庁またはS O F T I Cに納付する登録免許税の金額は、著作権法が規定する登録事項によって異なります。それぞれの登録事項1件当たりの登録免許税の金額は、以下の一覧表に記載したとおりです。

なお、プログラムの著作物に関する著作権法上の各種の登録を行う場合には、以下の一覧表に記載した登録免許税に加え、1件当たり47,100円を「登録手数料」としてS O F T I Cに納付しなければなりません。

著作権法が定める各種の登録を行う際に必要な官公庁費用の詳細につきましては、文化庁のウェブサイト「著作権登録制度」またはS O F T I Cのウェブサイト「プログラムの著作物の登録申請費用」あわせてご参照ください。

著作権を登録するための登録免許税	
登録事項	1件当たりの金額
実名の登録	9,000円
発行日の登録	3,000円
創作日の登録	3,000円
移転の登録	18,000円
質権の登録	担保の金額の0.4%（例、100万円の担保を取った場合、その登録免許税は4,000円）

2. 著作権の登録の代理人費用

次に、お客様が文化庁やS O F T I Cにおける著作権に関する登録を行うための手続を代理人に依頼した場合に、代理人に支払う「**代理人費用**」についてご説明します。代理人費用は、一般に、文化庁やS O F T I Cに著作権の登録に関する申請を行う際に支払われます。

当特許事務所の弁理士が独自に行った調査では、著作権法が定める各種の登録手続を法律事務所や行政書士などに依頼した場合に支払う代理人手数料の平均的な金額は、以下の一覧表に記載した通りです。

- ・ 実名の登録
ペンネームや芸名で出版した作品などにつき著作者の本名を登録します。
- ・ 発行日の登録
書籍であればその発行日、演劇であれば最初の上演日などを登録します。
- ・ 創作日の登録
プログラムの著作物につき、その作成した日を6ヵ月以内に登録します。
- ・ 移転の登録
著作権の譲渡契約を締結した際などに、権利の移転について登録します。
- ・ 質権の登録
著作権を担保にとって金銭を貸し付けた際、質入れについて登録します。

著作権の登録に関する代理人費用の平均的な金額	
著作権法の登録事項	代理人費用（消費税込み）
実名の登録	33,261円
発行日の登録	39,613円
創作日の登録	82,170円
移転の登録	62,095円
質権の登録	62,095円

3. 当特許事務所の弁理士費用

当特許事務所の弁理士に著作権法に関する業務をご依頼いただいた場合の「**ご料金表**」を以下にお示しします。

- ・ 著作権の契約書作成
著作権に関するライセンスや譲渡といった他社との契約書を作成します。
- ・ 著作権の調査鑑定
お客様の作品が他社の有する知的財産権に抵触するか否かを調査します。

- ・ 著作権の紛争解決手続
知的財産仲裁センターなどで著作権に関する紛争解決手続を代行します。

著作権法に関する業務のご料金表	
お手続の内容	基本手数料額（消費税込み）
著作権法に関するご相談	無料
著作権の契約書の作成	55,000 円
著作権の調査鑑定	165,000 円
著作権の紛争解決手続	165,000 円

4. 弁理士費用の割引制度

当特許事務所では、すでにご自身で調査検討を行ったお客様、ご自身で提出書類を準備していただいたお客様、そして関連する著作物や著作権について複数件の手続をご依頼いただいたお客様を対象として、著作権法の業務にかかる当特許事務所のご料金の「割引制度」をご用意しております。

・ 事前調査検討割引

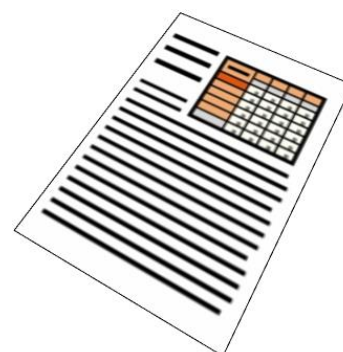
著作権の調査鑑定や紛争解決手続を実施する際、お客様にてご自身の著作物や相手方の著作物について調査を行っており、当弁理士による調査が不要な場合、当特許事務所の上記手数料から最大で20%お値引きします。

・ 事前書類作成割引

著作権に関する契約書のドラフトや紛争解決手続を実施する際の書面をお客様にて準備していただき、当弁理士による書面の作成が必要でない場合、当特許事務所の上記手数料から最大で20%お値引きします。

・ 複数件ご依頼割引

これまでに当特許事務所にご依頼いただいた著作物や著作権などに関連性がある著作権法上の業務につきましては、当特許事務所の上記手数料から最大で20%お値引きします。



V. 著作権登録申請書式

1. 著作権登録申請様式

著作権法が規定するさまざまな種類の登録を行って法律的な効果を発生させるためには、適式の申請書類を提出しなければなりません。きちんとした申請書類を作成しないと、申請しても登録ができなかったり、登録ができて自分も希望した内容にならなかったりすることがあります。

著作権に関する登録を行うためには「**申請書・明細書・その他の添付書面**」からなる3つの申請書類を提出する必要があります。当特許事務所の弁理士が著作権の登録を行う際に必要となる申請書類の書式・様式・書き方についてご説明します。

プログラム以外の著作物に関する登録事務は「**文化庁**」が行っています。一方、プログラムの著作物に関する登録事務は「**ソフトウェア情報センター (S O F T I C)**」が行っています。申請書類の提出は紙媒体で作成した書面を文化庁またはS O F I Cに郵送して行います。

【法律上の書式】

著作権法は申請書式を定めていませんので、申請者が各自で作成します。

【用紙の大きさ】

申請書類の用紙はA4用紙（横21cm・縦29.7cm）を用います。

【用紙上の余白】

用紙の上下左右にはそれぞれ2cm以上の余白を設けます。

【文字の表し方】

文字は明瞭かつ容易に消えないように、できるだけ印字にて記載します。

【使用する言語】

日本語で記載します。なお、外国語の固有名詞はローマ字で記載します。

2. 申請書への記載事項

文化庁またはS O F T I Cに著作権の登録を申請する際に必要となる書類の1つ目は「**申請書**」です。申請書は「申請者は誰なのか」「書類の提出日はいつか」「登録を求める事柄は何か」といった形式的な事項を記載するための書類です。申請書の主な記載事項は以下の10項目です。

【書類名】

著作権法が定める各種の登録事項のうち登録したい事項を記載します。例えば、実名の登録を行うのであれば「実名登録申請書」と記載します。

【提出日】

著作権の登録に関する申請書類一式を文化庁またはS O F T I Cに提出する日付を「令和〇年〇月〇日」のように記載します。

【あて先】

プログラムの著作物以外の登録については「文化庁長官殿」、プログラムの著作物の登録については「S O F T I C 理事長殿」と記載します。

【著作物の題号】

著作権の登録を行いたい著作物のタイトルをフリガナ付きで記載します。著作権の登録を行いたい著作物のタイトルをフリガナ付きで記載します。もし、タイトルがなければ「なし」と記載します。また「実名の登録」を除き、タイトルが不明の場合は「不明」と記載します。

【登録の原因およびその発生日】

著作権法が定める各種の登録を行う原因になった事実およびその事実が生じた日付を記載します。例えば、実名の登録を行うのであれば「令和〇年〇月〇日に無名で公表した」と記載します。

【登録の目的】

申請者が登録を希望する著作権法上の登録事項を記載します。例えば、実名の登録であれば「実名の登録」、最初に発行した日の登録であれば「第一発行年月日の登録」のように記載します。

【著作者の住所および氏名】

「実名の登録」を行う場合、登録を行う著作物を創作した著作者の住所および氏名を記載します。

【前登録の年月日および登録内容】

今回の申請を行う以前に著作権の登録を行っている場合、以前に行った登録について記載します。

【申請者の住所および氏名】

著作権の登録を行う申請者の住所および氏名、その他 E メールアドレスなどの連絡先を記載します。

【添付資料の目録】

申請書に添付して提出する明細書のほか、住民票の写しといった各種添付資料の目録を記載します。

【収入印紙の貼付】

著作権法が定める登録事項に応じた金額の収入印紙を購入して、申請書の左上部に貼り着けます。収入印紙の金額につきましては「著作権業務手続費用」をご覧ください。



3. 明細書への記載事項

文化庁またはS O F T I Cに著作権の登録を申請する際に必要となる書類の2つ目は「明細書」です。明細書は「いつ公表された作品なのか」「どのような内容の作品なのか」といった登録事項や著作物について実質的な内容を記載するための書類です。明細書における主な記載事項は以下の7項目です。

【書類名】

用紙の最上部中央に「著作物の明細書」と記載します。

【著作物の題号】

著作権の登録を行いたい著作物のタイトルをフリガナ付きで記載します。もし、タイトルがなければ「なし」と記載します。また「実名の登録」を除き、タイトルが不明の場合は「不明」と記載します。なお、上記の申請書に記載した著作物の題号と一致させなければなりません。

【著作者の氏名または名称】

著作権の登録の対象となる著作物を創作した著作者の氏名を記載します。会社などの法人が著作者である場合は、法人の名称を記載します。

【著作者の国籍】

著作者が外国人の場合はその国籍を記載します。著作者が外国法人である場合は、その設立にあたって準拠した法令を制定した国およびその法人の主たる事務所が所在する国の名称を記載します。

【最初の公表時に表示した著作者】

著作権の登録を行う著作物を最初に出版または公表した際に、その著作物に表示した著作者の氏名や名称を記載します。

【最初の公表年月日】

著作権の登録を行う著作物を最初に出版または公表した年月日を記載します。その作品が未公表であれば記載する必要はありませんが、実名の登録および最初の発行日（公表日）を登録する際は必ず記載します。

【著作物の種類】

著作権の登録を行いたい著作物の種類を記載します。小説なら「言語の著作物」、絵画なら「美術の著作物」のように記載します。著作物の種類につきましては「著作権法の保護対象」をご覧ください。

【著作物の内容または体様】

著作権の登録を行う著作物を特定できるように、作品の内容および体様を200～400文字で説明します。例えば、小説について著作権の登録を行う場合は、そのあらすじを記載します。

著作物そのものを提出する必要はありませんが、詞・短歌・俳句といった短い作品については、作品そのものをここに記載してもかまいません。なお、映画の場合は映像の特徴についても記載します。

また、美術の著作物・建築の著作物・図形の著作物・写真の著作物について著作権の登録を行う場合、その著作物を撮影したA4サイズの写真や図面を添付資料として提出することもできます。

4. 申請書への添付資料

文化庁またはS O F T I Cに著作権の登録を申請する際に必要となる書類の3つ目は「**添付資料**」になります。添付資料は著作権法が定める登録事項に当たった事実があったことを証明するための書類です。以下では登録事項にあわせて添付資料をご説明します。

【実名の登録の場合】

著作者の住民票の写しやマイナンバーカードの写しなどを提出します。

【最初の発行（公表）年月日の登録の場合】

書籍の出版であれば出版社が作成した発行証明書、インターネットへの開示であれば閲覧者が作成した閲覧証明書などを提出します。

【プログラムの著作物の場合】

著作権の登録を申請するプログラムを記録したCD-RまたはDVD-Rを提出します。2回目以後の申請の際は再度提出する必要はありません。

【著作権の取引を登録する場合】

譲渡契約による著作権の移転について登録する場合は、譲渡契約書の写しや譲渡証書などを提出します。相続による著作権の移転について登録する場合は、遺産分割協議書などを提出します。

【代理人に依頼する場合】

著作権の登録手続を代理人に依頼する場合は委任状などを提出します。

VI. 著作権法の質問相談

1. 著作権の保護に関するQ & A

Q 1. 著作権法で作品を保護してもらうためには、どのような条件を満たしている必要がありますか？

A 1. 著作権法による保護を受けるためには、**著作物・実演・レコード・放送・有線放送・出版権**といった著作権法が保護するものでなければなりません。著作権法の保護対象につきましては「著作権法の保護対象」をご参照ください。

Q 2. 著作権法で作品を保護してもらうためには、何をすればよいのですか？

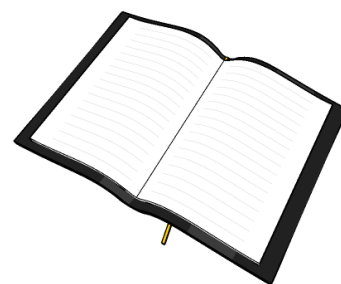
A 2. 世界の大多数の国々の著作権法と同様に、日本の著作権法は「**無方式主義**」という考え方を採っています。つまり、著作物を作ったり、作品を演じたり、録音物を作ったり、放送したりした時点で、自動的に著作権法が保護してくれるわけです。

Q 3. 著作権法で作品を保護してもらうために、文化庁などで登録する必要がありますか？

A 3. 著作権を取得するといったように、日本で著作権法の保護を受けるために、文化庁などで登録を行う必要はありません。

Q 4. 著作権法で作品を保護してもらうため、私が著作者であるという表示をする必要がありますか？

A 4. 著作物に著作者の表示や著作権者の表示を行わなくても、著作権法による保護を受けることはできます。ただし、著作物に著作者の表示を行うことで、著作権法上、あなたがその作品の著作者であることが推定されます。



2. 著作権の登録に関するQ & A

Q 1. 著作権法が設けている登録制度を管理・管轄している機関・官庁はどこですか？

A 1. 著作権の登録制度は、**文化庁**が管理・管轄しています。ただし、コンピュータ・プログラムの著作権の登録は、**財団法人ソフトウェア情報センター (SOFTIC)**が管理・管轄しています。

Q 2. どのような事項について著作権の登録ができるのですか？

A 2. 著作権法では、**著作者の実名（本名）、著作物が発行された日、コンピュータ・プログラムについては創作された日**、そして**著作権の譲渡**といった4つの事項について登録できます。登録事項の詳細につきましては「著作権法の登録制度」をご参照ください。

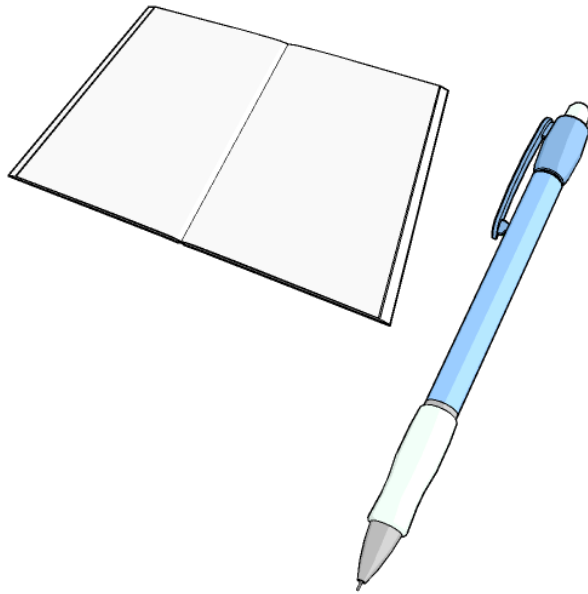
Q 3. 著作権に関する登録を行うためには、どれぐらいの時間がかかりますか？

A 3. 著作権法上の登録を行うためには、一般的に申請から登録までに**約30日**かかります。

Q 4. 著作権に関する登録するためには、どのような書類を提出する必要がありますか？

A 4. 著作権法上の登録を行うためには、文化庁またはS O F T I Cに**申請書、著作物の明細書**、その他登録事項に応じた**各種の書類**を提出する必要があります。提出書類の詳細につきましては「著作権登録関係書類」をご参照ください。





Copyright

中川 特許事務所

住所：〒231-0006

神奈川県横浜市中区南仲通3-35
横浜エクセレントⅢ 5階 E号室

TEL：045-651-0236 FAX：045-263-9517

E-mail：customer@ipagent.jp

URL：https://www.ipagent.jp

©2022 弁理士 中川 浄宗

本パンフレットは著作権法による保護の対象になります。

無断で複製・配布・アップロードなどをご遠慮願います。

